



平成 28 年 9 月 29 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 デ ジ タ ル ガ レ ー ジ
代 表 者 名 代 表 取 締 役 兼 社 長 執 行 役 員 グ ル ー プ C E O 林 郁
(コード番号：4819 東証第一部)
問 合 せ 先 取 締 役 兼 上 席 執 行 役 員 S E V P
コーポレートストラテジー本部管掌 曾田 誠
(TEL：03-6367-1111)
(URL：http://www.garage.co.jp/ja/ir/)

譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、下記のとおり、自己株式の処分（以下「本自己株式処分」といいます。）を行うことについて決議しましたので、お知らせ致します。

記

1. 処分の概要

(1) 処 分 期 日	平成 28 年 10 月 21 日
(2) 処 分 す る 株 式 の 種 類 及 び 数	当社普通株式 71,000 株
(3) 処 分 価 額	1 株につき 1,942 円
(4) 処 分 価 額 の 総 額	137,882,000 円
(5) 募 集 又 は 処 分 方 法	特定譲渡制限付株式を割り当てる
(6) 出 資 の 履 行 方 法	金銭報酬債権の現物出資による
(7) 割 当 て の 対 象 者 及 び そ の 人 数 並 び に 割 り 当 て る 株 式 の 数	取締役（※） 5 名 39,800 株 執行役員 7 名 20,000 株 子会社取締役 5 名 11,200 株 ※監査等委員である取締役並びに社外取締役を除く。
(8) そ の 他	本自己株式処分については、金融商品取引法による有価証券届出書の効力発生を条件とします。

2. 処分の目的及び理由

当社は、平成28年8月26日開催の取締役会において、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えると同時に、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、当社の取締役（監査等委員である取締役並びに社外取締役を除く。以下「対象取締役」といいます。）を対象とする新たな報酬制度として、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）の導入を株主総会に付議することを決議し、また、平成28年9月29日開催の第21回定時株主総会において、本制度に基づき、譲渡制限付株式取得の出資財産とするための金銭報酬債権（以下「譲渡制限付株式報酬」といいます。）として、対象取締役に対して、年額3億円以内の金銭報酬債権を支給することができることについて、ご承認をいただいております。

なお、本制度の概要等につきましては、以下のとおりです。

【本制度の概要等】

(1) 本制度の概要

本制度は、対象取締役に譲渡制限付株式を付与するために、対象取締役に対し、原則として中期経営計画の対象期間の初年度に用途を特定した金銭報酬債権を支給し、この金銭報酬債権を出資財産として会社に出資させることで、対象取締役に当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）を発行又は処分（以下「交付」といいます。）しこれを保有させるものです。ただし、会社は、対象取締役との間で、「3. 譲渡制限付株式割当契約の概要」に記載の内容の譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結し、対象取締役は割り当てられた株式（以下「本割当株式」といいます。）を本割当契約に定める一定の期間中は自由に譲渡等を行うことができない（以下「本譲渡制限」といいます。）ものとし、譲渡制限期間内に所定の業績を達成した場合には、その達成度合いに応じて本割当株式の譲渡制限が解除され、譲渡制限が解除されなかった本割当株式は無償で会社に返還（譲渡）するものといたします。なお、「3. 譲渡制限付株式割当契約の概要」に記載している本制度の運用に関する事項等については、当社取締役会において決定致します。

(2) 本制度に係る金銭報酬債権の報酬額及び付与株式数の上限

対象取締役に支給する金銭報酬債権の報酬額の上限は1事業年度3億円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含みません。）とし、対象取締役が交付を受ける当社株式の総数は1事業年度120,000株以内とします。ただし、上記のとおり、本制度に係る金銭報酬債権は、対象取締役に対しては、中期経営計画の対象期間である3事業年度の初年度にのみ3事業年度にわたる職務執行の対価に相当する額を一括して支給する予定であるため、実質的には1事業年度1億円以内、かつ40,000株以内となると考えております。

(3) 本制度における譲渡制限付株式1株当たりの払込金額

本制度における譲渡制限付株式1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）等、払込期日における当社株式の公正な価格とします。

(4) 今回の譲渡制限付株式報酬に係る処分について

当社では、本制度を執行役員並びに子会社の取締役に對しても導入しております。本制度は、当社の中期経営計画初年度において対象期間に相応した当社株式を一括支給することを原則と致しますが、今回は、中期経営計画がすでに2事業年度目となっていることから、当社第22期事業年度（平成28年7月1日～平成29年3月31日）に相当する金銭報酬債権68,941,000円、普通株式35,500株（以下、「対象株式1年目分」といいます。）および当社第23期事業年度（平成29年4月1日～平成30年3月31日）に相当する金銭報酬債権68,941,000円、普通株式35,500株（以下、「対象株式2年目分」といいます。）を合計した2事業年度分の報酬を、対象取締役6名、執行役員7名並びに子会社取締役5名（以下、「付与対象者」といいます。）に対して、付与いたします。なお、今回の譲渡制限付株式報酬の発行規模につきましては、当社グループが属するインターネット業界における経営者報酬の水準等を基礎に、付与対象者のこれまでの実績の評価や今回の譲渡制限期間における職責等を勘案し、決定しております。

3. 譲渡制限付株式割当契約の概要

当社は付与対象者と個別に譲渡制限付株式割当契約書を締結致しますが、その概要は以下のとおりです。

(1) 譲渡制限期間

対象株式1年目分 平成28年10月21日～平成29年10月20日

対象株式2年目分 平成28年10月21日～平成30年6月30日

(2) 受給資格

付与対象者が、対象株式1年目分及び対象株式2年目分がそれぞれ定める譲渡制限期間中、継続して、

当社または当社の子会社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）、執行役員または使用人のいずれかの地位にあること。

(3) 業績達成による譲渡制限解除条件

①対象株式（1年目分）

当社が提出した第22期に係る有価証券報告書に記載された連結損益計算書における税金等調整前当期純利益（以下「税引前純利益」という。）が「税引前純利益」欄記載の各値に該当する場合、当該値に対応する「解除率」欄記載の割合を本株式数に乗じた株数（ただし、計算の結果単元株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てるものとする。）の譲渡制限を解除するものとする。

税引前純利益	解除率
71億円以上	100%
49.7億円以上～71億円未満	税引前純利益÷71億×100%
49.7億円未満	0%

②対象株式（2年目分）

当社が提出した第23期に係る有価証券報告書に記載された税引前純利益が「税引前純利益」欄記載の各値に該当する場合、当該値に対応する「解除率」欄記載の割合を本株式数に乗じた株数（ただし、計算の結果単元株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てるものとする。）の譲渡制限を解除するものとする。

税引前純利益	解除率
150億円以上	100%
105億円以上～150億円未満	税引前純利益÷150億×100%
105億円未満	0%

(4) 譲渡制限期間中に、付与対象者が任期満了または定年その他の正当な事由により退任または退職した場合の取り扱い

① 死亡による退任または退職をした場合

付与対象者の死亡後、速やかに割当株式に係る譲渡制限を解除する。また、解除条件は、対象株式1年目分及び対象株式2年目分それぞれにおいて、当該時点における(3)の業績目標の見込みに基づき算出された株数に、付与対象者の譲渡制限期間に係る在職期間（月単位）を当該対象株式に対応した譲渡制限期間に係る月数で除した数に乗じた数の株数（単元未満株は切り捨て）を原則として、取締役会で決定する。

② 死亡以外による退任または退職をした場合

解除時期は、対象株式1年目分及び対象株式2年目分それぞれにおける譲渡制限期間満了後とする。また、解除条件は、対象株式1年目分及び対象株式2年目分それぞれにおいて、当該時点における(3)の業績目標の見込みに基づき算出された株数に、付与対象者の譲渡制限期間に係る在職期間（月単位）を当該対象株式に対応した譲渡制限期間に係る月数で除した数に乗じた数の株数（単元未満株は切り捨て）を原則として、取締役会で決定する。

(5) 当社による無償取得

(2)(3)及び(4)等の理由により、譲渡制限が解除されなかった株式について、当社は当該解除時点後、当該株式を無償で取得することができる。

(6) 株式の管理

割り当てられた株式は、本譲渡制限の履行を担保するため、譲渡制限期間中は、付与対象者が野村證券株式会社に開設した専用口座で管理される。

(7) 組織再編等における取り扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、取締役会の決議により、付与対象者が保有する対象株式1年目分及び対象株式2年目分それぞれにおいて、当該時点における（3）の業績目標の見込みに基づき算出された株式の数に、譲渡制限期間の開始月（平成28年10月）から当該承認の日を含む月までの月数を当該対象株式に対応した譲渡制限期間に係る月数で除した数を乗じた数（ただし、計算の結果単元株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てるものとする。）の株式について、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る本譲渡制限を解除する。

4. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本自己株式処分における処分価額につきましては、恣意性を排除した価格とするため、平成28年9月28日（取締役会決議日の前営業日）の東京証券取引所市場第一部における当社の普通株式の終値である1,942円としています。これは、取締役会決議日直前の市場株価であり、合理的と考えています。なお、この価格は東京証券取引所市場第一部における当社の普通株式の1ヶ月（平成28年8月29日から平成28年9月28日まで）終値単純平均値である1,837円（円未満切捨て。終値単純平均値において、以下同じであります。）からの乖離率5.72%（小数点以下第3位四捨五入。乖離率の計算において、以下同じであります。）、3カ月（平成28年6月29日から平成28年9月28日まで）終値単純平均値である1,932円からの乖離率0.52%、及び6カ月（平成28年3月29日から平成28年9月28日まで）終値単純平均値である2,087円からの乖離率▲7.13%となっていますので、特に有利な価格には該当しないものと考えています。

以 上